

フィンテック分野の規制改革提案

2019年12月20日

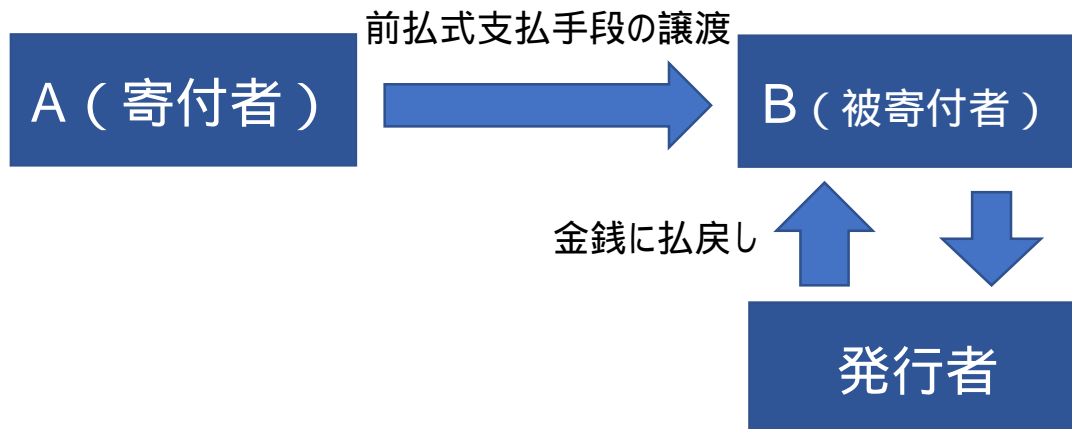
規制改革推進会議第3回投資等WG



前払式支払手段による寄付の実現(1)

目的：キャッシュレスで手軽な寄付を可能にして社会貢献する

- 1 電子マネーには、大まかに、前払式支払手段と、資金移動マネーの2種類がある。前払式は、物品の購入・借受け、役務提供の代価の弁済にしか用いることができず、払戻事由も極めて限定。一方、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認が不要、クレジットカードからチャージが可能という利便性もあり、前払式を使うユーザーも多い。
- 1 キャッシュレス化の進展に伴い、電子マネーによる寄付を拡大しなければ、寄付の額・件数とも縮小する可能性がある。
- 1 そこで、前払式の残高を、寄付目的で譲渡した上で、被寄付者による払戻しが可能となれば、実質的に前払式による寄付が可能となる。



前払式支払手段による寄付の実現(2)

【提案】

- 1 規制改革実施計画に定める「前払式支払手段の払戻しの可否の検討」（2019年度実施）の1つとして、寄付としてサーバ型前払式支払手段の残高譲渡を受けた者による払戻しを可能にしてはどうか（府令に新たな定めを置くことを想定）。
- 1 併せて、不適切利用を防止するための措置も設けてはどうか（例：発行者によるモニタリング、被寄付者の属性の限定（公益法人・NPO法人・宗教法人等）、被寄付者に限り本人確認を実施する等）。

前払式支払手段に関する内閣府令

（払戻しが認められる場合）第四十二条

法第二十条第五項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 基準日を含む基準期間における払戻金額（法第二十条第一項及び第三号の規定により払い戻された金額を除く。次号において同じ。）の総額が、当該基準日の直前の基準期間において発行した前払式支払手段の発行額の百分の二十を超えない場合
- 二 基準日を含む基準期間における払戻金額の総額が、当該基準期間の直前の基準日における基準日未使用残高の百分の五を超えない場合
- 三 保有者が前払式支払手段を利用することが困難な地域へ転居する場合、保有者である非居住者（略）が日本国から出国する場合その他の保有者のやむを得ない事情により当該前払式支払手段の利用が著しく困難となった場合

【規制改革実施計画】(2019年6月21日閣議決定)

No.5 前払式支払手段の払戻し

前払式支払手段の払戻しの可否について、本人確認義務が課されないことによる簡便性に留意しながら、検討を行う。（実施時期：2019年度検討、所管府省：金融庁）

賃金のデジタルマネー払いについて(1)

目的：給与受取方法の多様化で利便性向上とキャッシュレス化を推進

- Ⅰ 現金払いや銀行口座振込等に限られている賃金の支払いについて、労働者の個別の同意を前提に、**労働基準法施行規則の改正により、資金移動業口座への支払いを可能にする規制改革**。労働者の利便性向上・選択肢拡大、キャッシュレス社会の推進の両方に資する。
- Ⅰ 資金移動業者は、資金決済法により、業者破綻時に備えて利用者資金の全額保全・倒産隔離が義務付け済。さらに労働者保護として、破綻時に速やかな還付が受けられるような方法（例：保証契約）を備えた事業者のみが対象となる見込み。
- Ⅰ **成長戦略・規制改革実施計画どおりの実現を期待する。**

【成長戦略フォローアップ】（2019年6月21日閣議決定）

賃金支払について、給与受取側のニーズやキャッシュレス社会実現に向けた要請を踏まえ、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保険等の制度の設計が具体化されることを前提に、資金移動業者の口座への賃金の支払を可能とすることについて、労使団体と協議の上、2019年度、できるだけ早期に制度化を図る。その際、併せて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネーロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。

【規制改革実施計画】（2019年6月21日閣議決定）No.3 資金移動業者の口座への賃金支払

資金移動業者の口座への賃金支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金保全が確実に行われているか等を管理する仕組み（資金移動業者が破綻した場合に、十分な額が早期に労働者に支払われる保険制度など）やその運用方法を関係者と協議・検討し、その仕組みが実現でき次第措置を講ずる。その際、確実な資金保全の必要性を越えた規制や、資金保全のための規制と重複した資本金規制など資金移動業者にとって過度に厳しい要件が設定され、将来の新規参入が阻まれることがないよう留意するとともに、諸外国の事例も参考にしつつ、マネーロンダリング等についてリスクに応じてモニタリングを行う必要がある。

実施時期：2019年度、できるだけ早期に検討・結論・措置（資金保全の仕組みの実現が前提）

所管府省：内閣府、金融庁、厚生労働省

賃金のデジタルマネー払いについて(2)

- 1 金融のいわゆる「**横断法制**」(同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制)への取組の1つとして、決済分野について2020年通常国会に法案が提出され、資金移動業に関して大幅な制度改革がなされる見込み。
- 1 キャッシュレス社会の推進、ユーザーの利便性向上と安全・安心の両立、イノベーションを阻害しない制度設計という観点、すなわち、**成長戦略に示されているとおり、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じたイノベーション、金融サービスの質をめぐる競争を促進する方向の改正がされる必要がある。**

【成長戦略実行計画】(2019年6月21日閣議決定)

2. フィンテック/金融分野

(2) 対応の方向性

現在の業態ごとの金融・商取引関連法制を改め、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制の実現に向けて取り組む。これにより、**新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じたイノベーション、金融サービスの質をめぐる競争を促進する。**

(決済分野)

現行法の業態別の縦割り構造が、事業者のビジネスモデルやサービスの自由な選択への弊害となっているとの指摘のある「決済」分野について横断化を図る。(略)フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する。これらについては、2020年の通常国会に必要な法案の提出を図る。

本人確認業務の委託について(1)

目的：本人確認ワンストップ化でユーザーの利便性向上を実現する

- 1 犯収法施行令13条1項1号は、特定事業者が、他の特定事業者に対して委託する金融関係取引について、委託を受けた特定事業者が他の取引の際に本人確認を行っているときは、本人確認を要しないとする。
- 1 「委託」の内容に係る解釈が不明確であったところ、規制改革実施計画に基づき、2019年10月、金融庁が現行法令の解釈を公表。「取引時確認事務のみを委託する...ことは認められない」「社会通念上、取引の一部と評価できる行為の委託があれば、規定を適用し得る」が、そう「解されるかは個別具体的に判断される」。
- 1 クレジットカード会社からの委託を可能にするものの検討については、同計画に基づき、警察庁・経済産業省において検討中（2019年度検討・措置）。

【金融庁・FintechサポートデスクFAQ】（抜粋）

また、AはBに契約締結に至る全部の過程を委託していない場合であっても、BがAと顧客等との間に入って紹介やあっせんを行うなど、社会通念上、取引の一部と評価できる行為の委託があれば、令第13条第1項第1号の規定を適用し得るものと解されますが、取引時確認事務のみを委託する場合に当該規定を適用することは認められません。

なお、どのような場合に「社会通念上、取引の一部と評価できる行為の委託」があると解されるかは個別具体的に判断されることとなります。（略）

（具体例1）銀行代理業を取得している証券会社が銀行の口座開設の代理・媒介を行っているなど、銀行法や金融商品取引法等に基づき、BがAの行う令第7条第1項第1号に定める取引について、代理や媒介等を行い、契約締結そのものの委託又は社会通念上、取引の一部と評価できる行為の委託がある場合。

（具体例2）当該顧客等がAと取引を行うに当たり、下記の事項を全て満たすなど、社会通念上、取引の一部と評価できる行為の委託がある場合。

- ・令第13条第1項第1号の適用に当たり、当該顧客等は、既にBと取引関係(取引時確認済)にある（Bの取引時確認が完了しない限り、Aは当該顧客等と令第7条第1項第1号に定める取引を行うことができない。）。
- ・Bは、Aと当該顧客の取引申込手続の際に、Bの社名をAのウェブサイト等に明示した（Bのウェブサイト等へと移行させる場合を含む。）上で、Aと当該顧客等との間に入ってアカウントのログインID・パスの入力を当該顧客等に要求する。
- ・BがAに当該顧客等に紐づく識別番号を提供することなどにより、AはBが保有する当該顧客等の情報を確認することが可能である。

本人確認業務の委託について(2)

【提案】

- 1 クレジットカード会社からの委託を可能にすることは、ユーザーの利便性（UX）向上の観点から重要。事業者からのヒアリングなどを進め、実現することを期待。
- 1 一方、2020年のFATF対日審査結果の公表後、マネー・ローンダリング / テロ資金供与対策関連法令について、再検討する機会が想定されること。
- 1 **その際、FATF勧告より現行の国内法制が厳格な部分については積極的な見直しを行うなどして、本人確認の委託が困難となり、ユーザの利便性低下が生じないよう、検討されたい。**

参考：【FATF勧告17】（中崎隆『詳説 犯罪収益移転防止法・外為法』（第4版）より）

- (a) 第三者機関に依拠する特定事業者が勧告10に定める顧客管理義務の(a)から(c)に関する必要な情報（すなわち、取引時確認の対象となる事項）を速やかに取得すること。
- (b) 当該特定事業者が、本人確認データの写し、その他顧客管理措置義務に関する書類を要請に応じて遅滞なく第三者機関から入手すること。
- (c) 当該特定事業者が、勧告10及び11に沿った顧客管理及び記録保存義務のために第三者機関が規制され、監督又は監視され、当該義務を遵守するための適切な措置を有していることを確保すること。
- (d) 依拠する第三者機関を決定する際には、当該第三者機関のある国のリスクレベルに関する入手可能な情報を参照すること。

銀行とフィンテック事業者間の均衡(1)

目的：金融イノベーションとユーザーの利便性向上を一層促進する

- 1 2017年改正銀行法は、銀行に、オープンAPI導入の体制整備の努力義務を課し、電子決済等代行業者（ 1、更新系と参照系がある ）には銀行との契約締結を義務付け。未来投資戦略もAPIの体制整備状況をKPIとして設定し、すでに124/130 行が2020年6月までのオープンAPI導入を表明。
- 1 もっとも、各行が提供するオープンAPIの内容は、必ずしも接続事業者（ 2 ）が期待する内容ではない（例：電子マネーへのチャージのための即時口座振替を更新系APIにより提供する銀行は一部） **問題**。
- 1 銀行法は「利用者に損害が生じた場合の銀行と電代業者間の賠償責任の分担」を両者の契約で定めることを義務付けるが、広く使われている契約条文例（ 3 ）については、一定の不都合も生じている。また、接続に関する経済条件も、オープンバンキングの進展にあたり、重要な問題 **問題**。

1:更新系電代業は、預金者等の委託に基づき銀行に対して決済指図(送金指示)の伝達を行う事業で、主に決済サービスに用いられる。参照系電代業は、預金者等の委託に基づいて口座情報の取得を行う事業で、家計簿や会計帳簿などのサービスが典型例。

2:ECモール事業者、電子マネー事業者などは電代業者としての登録義務を負わないが(銀行法施行規則1条の3の3第4項による適用除外)、オープンイノベーション推進の観点から、次々頁の提案内容に記載する検討の仕組みにおいては、これらの事業者を含めて検討を進める必要がある。

3:「銀行法に基づくAPI利用契約の条文例」(全国銀行協会、2018年10月)

銀行とフィンテック事業者間の均衡(2)

1 銀行法は、利用者情報の管理に重点を置いた規制をするところ、実務上の問題もある **問題**。

- 銀行法は「電代業者が・・・業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置」について定めることを求め、「電代業者がこれを行わないときは銀行が行うことができる措置」も契約で定めなければならない。
- 上記の対象となる情報には、取得したデータを電代業者が加工して利用者自身に提供する場合も(加工後の移転。下記図など)含まれ、こうした情報も銀行による管理の対象となる。
- 利用者(預金者)と電代業者の間に入る事業者(「電子決済等代行業再委託者」)にも、銀行の管理が及ぶ。
- 上記の銀行法・施行規則の規定を踏まえ、契約条文例では、銀行が利用者情報の取扱いに問題があると判断したときにAPI接続を停止する権限や、銀行の電代業者に対するモニタリング・監督権限(立入監査を含む)を与えている。
- すなわち、顧客の同意を前提に、顧客のデータを移転し、サービスに活用できる体系になっていないのではないか。

図：銀行入出金明細から仕訳データへの加工例

日付	お支払い	お預かり	お取引内容			残高
30/5/1	12,345		東京電力 18/04利用分			2,246,101

日付	借方			貸方			摘要
	勘定科目	補助科目	金額	勘定科目	補助科目	金額	
05/01	水道光熱費		12,345	普通預金	東京銀行東京支	12,345	東京電力 18/04利用分

銀行とフィンテック事業者間の均衡(3)

1 我が国における銀行口座の強固なインフラとしての地位を踏まえ、金融分野のオープンイノベーション促進のため、2021年の銀行法見直しに向けて、以下の検討を開始してはどうか。

- 銀行界、接続事業者（ ）、関係官庁等が参加し、議事が公開される会議体において、提供が期待されるオープンAPIの内容や契約のあり方を討議し、銀行側の負担にも配慮しながら、実現を促す仕組みを設ける 問題 。
- 銀行から取得した利用者データについては、電代業者自身が適切な管理義務等を負うことを前提に、銀行が負うべき義務・銀行の管理権限について、再検討する 問題 。

接続事業者の範囲は、前々頁 2 のとおり。

EOF